

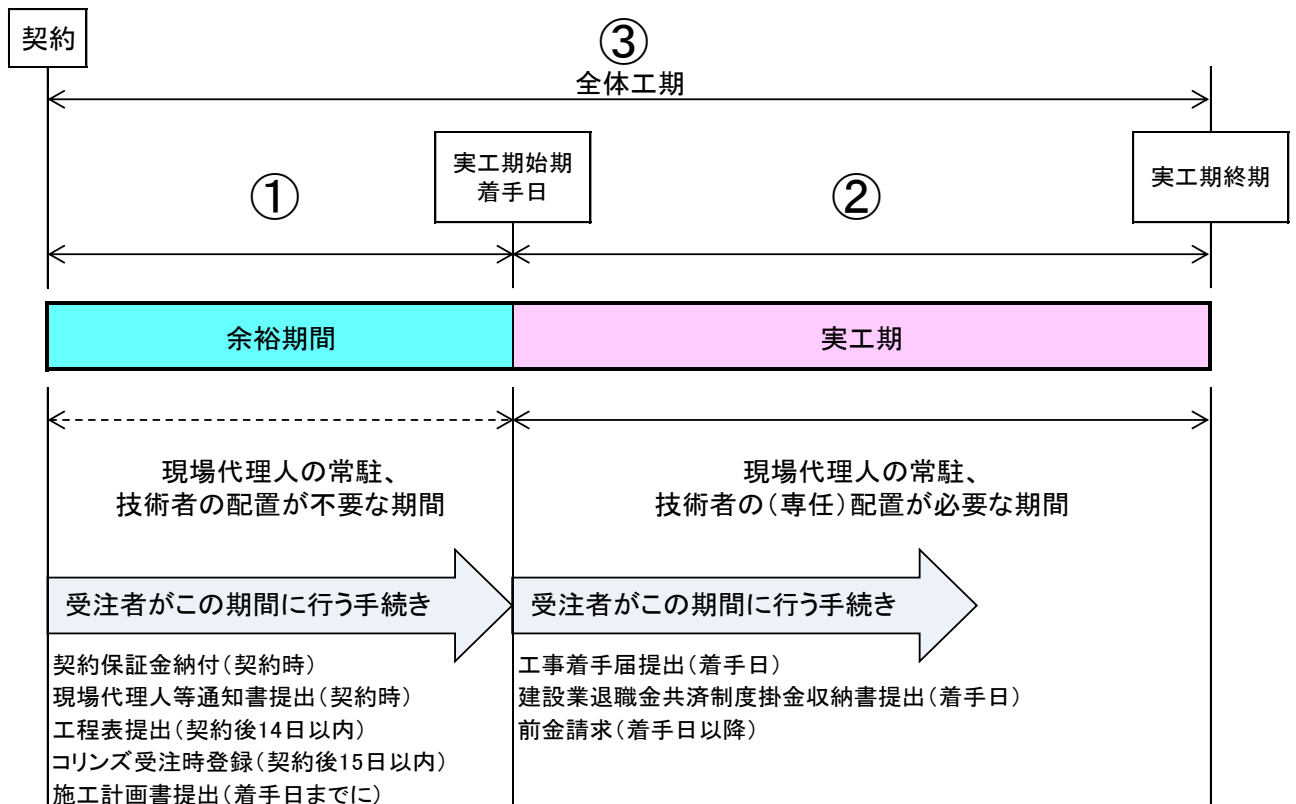
建設工事における余裕期間制度の試行導入について

平成 28 年 2 月 17 日付け総行第 41 号（及び国土入企第 17 号）により総務省自治行政局行政課長（国土交通省土地・建設産業局建設業課長連名）から依頼があった、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行」について、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、三重県発注の建設工事において試行導入することとします。

1 制度の概要

(1) 用語の定義

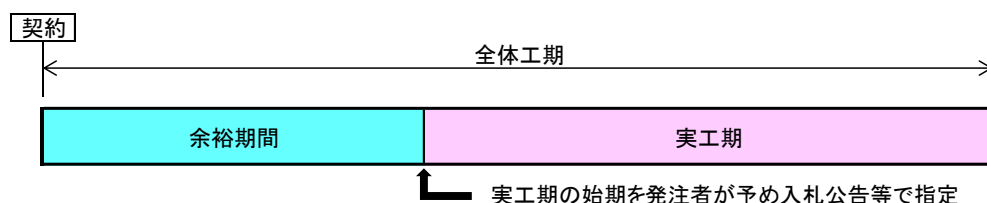
- ① 余裕期間：契約日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間
- ② 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工を含む
- ③ 全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間



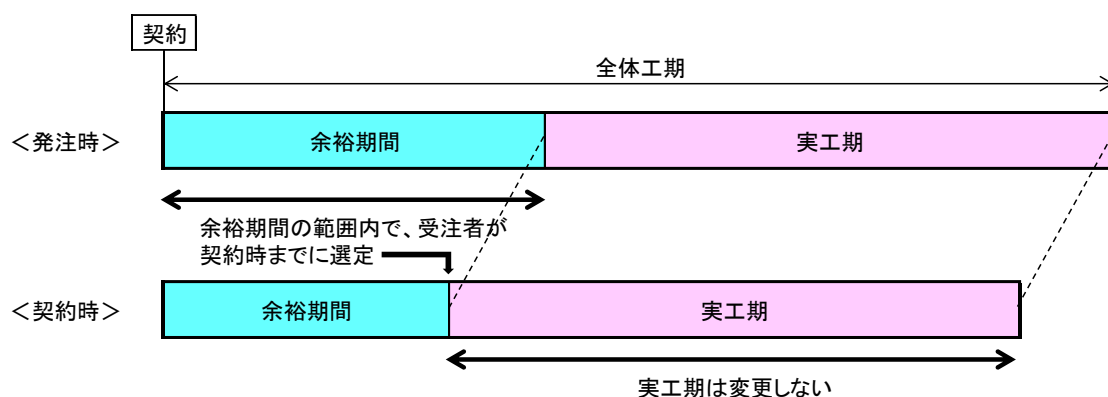
- (2) 余裕期間とは、受注者の工事施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に180日間※を超えない範囲で受注者が建設資材の調達や労働力確保のための期間を設定することができる制度です。

(3) 実工期の始期（工事着手日）は、予め発注機関が指定する方法（発注者指定方式）、又は余裕期間の期間内で受注者が契約時まで選択できる方法（任意着手方式）のいずれかとし、発注機関が工事内容に応じて指定することとします。

【発注者指定方式】



【任意着手方式】



2 対象工事

次のすべての項目を満たす工事を対象とし、発注機関がその指定を行うこととします。

- (1) 発注が可能で工事着手時期が特定されている工事
- (2) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- (3) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰り越しが生じない工事
- (4) 緊急性が無い工事
- (5) 現場着手前に工場製作期間が無い工事

なお、これらの項目を満たす工事は必ずしも余裕期間の設定を必須とするものではありません。

3 取扱い手続き

(1) 通常の工事と異なる取扱い

① 主任（監理）技術者の配置については、契約日からではなく工事着手日からとし、余裕期間中は配置予定技術者が他工事に従事中等で配置できない場合でも受注が可能となります。なお、技術者を配置しなくてもよい前提として、余裕期間中は現場への資材搬入や仮設物の設置等を行えないこととなるため、この間の現場管理は発注者の責任において行うこととします。

② 現場代理人については、余裕期間中であっても工程表の提出等を求めるため、この間においても現場代理人の配置を必要とします。なお、余裕期間中は常駐を緩和するとともに他工事に配置中の現場代理人及び非専任の主任技術者との兼任を可能とします。

また、他工事の現場代理人と兼任する場合は、「現場代理人の取扱いについて（通知）」で定める兼任が可能となる条件を満足した上で、契約時に現場代理人等通知書に加えて現場代理人兼任届（余裕期間用）を提出することとします。

③ 任意着手方式の場合、落札者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内（休日除く）に工事着手期限日までの期間内で着手日を決定して発注機関に通知（別途様式有り）することとし、発注機関はその提出時に落札確認書を交付することとします。なお、着手日は休日に設定することはできません。また、設定した着手日より工期末が休日となるような設定もできません。

④ 通常、契約後直ぐに請求が可能である前払金については、工事着手日以降とします。ただし、契約保証金は通常と同様契約時に納付することとします。

⑤ 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、共通仕様書の規定によらず、工事着手日までに提出することとします。

(2) 通常の工事と同様の取扱い

① 契約保証金の納付（契約時）

② 現場代理人等通知書の提出（契約時）

ただし、技術者の配置については前記(1)①及び②のとおり

③ 工程表の提出（契約締結後14日以内）

④ 施工計画書の提出（工事着手前又は施工方法が確定した時期まで）

⑤ コリンズの受注時登録については、共通仕様書の規定どおり契約後15日以内に提出することとします。

この際、“工期”及び“現場代理人の従事期間”は全体工期で登録、“技術者の従事期間”は実工期で登録することとします

また、余裕期間制度の対象工事であることを明らかにすることで、後に施工実績確認時等のトラブルを防ぐため、竣工時登録の際は“工事概要”に『本工事は余裕期間制度を適用した工事であり、その期間は令和●年●月●日（契約日）から令和●年●月●日（工事着手日前日）である。このため、この間は技術者の配置を行っていない。』と記載することとします

(3) その他の取り扱い

- ① 配置予定技術者が、契約後何らかの理由で工事着手日に配置できなくなった場合は、以下に該当する場合のみ技術者の変更を認めることとします。
 - a 入札時に配置予定技術者を求める場合で、様式第2-1号に複数の技術者を記載しており、現場代理人等通知書に記載されていなかった他の（2-1号記載の）技術者が配置できる場合
 - b 工事着手日前に配置されていた工事が不可抗力により遅延し、若しくは技術者等が退職、死亡又は病休により配置できなくなった場合で、入札参加条件の実績及び資格とも（実績を求めない場合は資格のみを）満たす他の技術者等の配置が可能である場合
- ② 前記①のいずれにも該当せず、技術者の変更が認められないケースの場合、受注者は工事続行不能届を提出し、発注者はこれにより契約解除の手続きを行うこととします。また、着手時に配置できなくなった理由が受注者の責による場合、資格（指名）停止措置を行うことがあります。
- ③ 余裕期間中に受注者が下請契約を締結することは認めますが、元請業者と同様に、下請業者が現場着手（資材搬入含む）することは認めません。
- ④ 任意着手方式において、受注者が余裕期間を利用しない場合（契約日と工事着手日が同一）は、契約及び契約後の手続きは通常の工事と同様とし、余裕期間設定工事における特別な取扱いを行わないこととします。

工事着手日通知書

令和●●年●●月●●日

三重県知事 あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者職氏名

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	令和 年度 第 号
工 事 場 所	
工 事 着 手 日	令和 年 月 日

※本通知は落札決定日の翌日から起算して3日以内（休日除く）に提出すること（この通知書の提出をもって落札確認書を交付します）

※工事着手日は休日に設定することはできない

また、設定した着手日により工期末が休日となるような設定もできません

※契約書の実工期の始期は、本通知書により通知した工事着手日とすること